

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

福 安 金之助

第2 監査の種類

物品管理に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和3年12月27日

2 対象部課

総務部 防災安全課（防災備蓄倉庫、おかよし交流センター(防災倉庫)）

3 監査の範囲

物品管理に関する事務

4 着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則（以下「規則」という。）及び消耗品管理基準（以下「基準」という。）のとおりに、適切に物品（消耗品）の記録管理がされているか。また、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と防災資機材集計表等関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

第4 監査の結果

以下、監査対象場所ごとに前記着眼点に沿って監査結果を報告します。

1 防災備蓄倉庫

令和3年12月27日午後1時15分から、防災安全課長及び主事立会いのもと監査を実施した結果、監査対象とした災害時感染防止用資機材、災害対策用備品消耗品（非常食を含む）は、規則第27条に基づき、物品台帳を備え、所定の配置場所において概ね適正に管理がされていました。

資機材等確認状況

監査対象		監査結果	
所管課	物品名	保管状況	管理表
防災安全課 防災備蓄倉庫 13:15～13:45	乾パン・ビスケット	良	あり
	アルファ米	良	あり
	クラッカー	良	あり
	ソフトパン	良	あり
	次亜塩素酸容器	良	あり
	除菌消毒液(ℓ)	良	あり
	ペットゲージ	良	あり
	ブルーシート	良	あり

※物品名は箱等に記載されているが、配置場所に表示がされていなかった。

2 おかよし交流センター(防災倉庫)

令和3年12月27日午後2時5分から、防災安全課長及び主事立会いのもと監査を実施した結果、監査対象とした災害時感染防止用資機材、災害対策用備品消耗品（非常食を含む）は、規則第27条に基づき、物品台帳を備え、所定の配置場所において概ね適正に管理がされていました。

資機材等確認状況

監査対象		監査結果	
所管課	物品名	保管状況	管理表
防災安全課 おかよし交流センター (防災倉庫) 14:05～14:35	発電機(小型)	良	あり
	簡易テント(覆い付)	良	あり
	アルファ米	良	あり
	飲料水(500ml)	良	あり
	次亜塩素酸容器	良	あり
	除菌消毒液(ℓ)	良	あり
	トランシーバー	良	あり
	非接触体温計	良	あり
	感染防護衣	良	あり

※物品名は箱等に記載されているが、配置場所に表示がされていなかった。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

災害対策用備品消耗品のうちの非常食については、年度別非常食一覧を倉庫内出入り口付近に掲示し、年度別に表示された棚の場所に保管されていました。今回、指定した物品の数量を確認したところすべて一致していました。

しかしながら、年度別非常食一覧は、年度中に受払した数量は反映されておらず、別で担当課が保有している非常食配分先一覧にて受払の数量を確認しなければ、現在数の確認ができませんでした。また、掲示してある年度別非常食一覧は、年度ごとの数量はわかるものの、全体の数量が記載されていないため、総数がすぐにはわからない状況でした。今回監査した物品は、非常時に使用する物品であるため、物品台帳等での管理だけではなく、各保管場所にて現在の数量がすぐに確認できるような管理をすること。また、倉庫内の棚には、配置している物品名の表示をし、誰が見ても一目で何がどこに保管されているのかわかるような管理をすることが望ましいと考えます。

また、非常食等賞味(消費)期限があるものは、期限が切れる前に防災訓練や炊き出し訓練等に利用されており、今後も無駄にならないよう有効活用に努めていただきたいと考えます。

非常食以外の資機材についても、随時検査・管理(動作環境の確認等)を行うことで、災害時等に使用できないなどの不備が無いよう備えていただきたいと思えます。